

社会福祉法人聖ヨハネ会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、カトリックの精神に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業の経営
- (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ホ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヘ) 一般相談支援事業の経営
- (ト) 特定相談支援事業の経営
- (チ) 障害児相談支援事業の経営
- (リ) 病児保育事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人聖ヨハネ会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を東京都小金井市桜町一丁目3番22号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 4 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員の報酬は、次のとおりとする。

評議員会への出席 日額 1 万円

上記の他、法人及び施設業務のための出勤 日額 1 万円

- 2 評議員の業務に係る交通費等の費用弁償は、日額 2 千円とする。
- 3 交通費等の実費額が上記 2 項で定めた費用弁償額を超える場合には、その実費相当額を支払うこととする。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。議長はその都度評議員の互選で定める。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第十四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上8名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、5名を業務執行理事とすることができる。
 - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第一六条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第一九条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該

電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第二三条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第二四条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第二五条 運営協議会の委員は5名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第二六条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第二七条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴収)

第二八条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴収するものとする。

(その他)

第二九条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第六章 理事会

(構成)

第三〇条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置く。議長はその都度理事の互選で定める。

(権限)

第三一条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第三二条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三三条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第三四条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第七章 名誉理事長

(名誉理事長及び顧問)

第三五条 この法人に、任意機関として、名誉理事長1人を置くことができる。

2 名誉理事長は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

3 名誉理事長の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 名誉理事長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 名誉理事長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第八章 資産及び会計

(資産の区分)

第三六条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第四四条に掲げる公益を目的とする事業及び第四五条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三七条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三八条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規程にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三九条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第四〇条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する

とともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第四一条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第四二条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四三条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第九章 公益を目的とする事業

(種別)

第四四条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 訪問入浴介護事業
- (4) 地域包括支援センターの経営
- (5) 聖ヨハネホスピスケア研究所の経営
- (6) 日中一時支援事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第十章 収益を目的とする事業

(種別)

第四五条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 高齢者賃貸住宅事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第四六条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第十一章 解散

(解散)

第四七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四八条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第十二章 定款の変更

(定款の変更)

第四九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可(社会福祉法四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第十三章 公告の方法その他

(公告の方法)

第五〇条 この法人の公告は、社会福祉法人聖ヨハネ会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第五一条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 岡村 ふく
理事 戸塚 富久

〃 村井 シゲ
〃 大越 菊次郎
〃 ハインリッヒ・プンスマン
〃 三浦 岱栄
〃 大社 勝利
監事 野口 由松
〃 名倉 靖之

別表 第三六条第2項

(1) 東京都小金井市桜町一丁目所在の桜町病院の建物

	所 在	面 積	用 途	構 造
1	2909番地1、2886番地、 2908番地1、2910番地 2911番地	10,795.59㎡	病 院	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付 5階建
2	同 上	75.00㎡	病院附属建物機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
3	同 上	24.05㎡	病院附属建物ゴミ置場	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
4	2908番地1	790.73㎡	機能回復訓練棟	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建
5	2907番地1、2902番地3	1,591.97㎡	ホスピス棟、 聖ヨハネホスピスケア 研究所	鉄筋コンクリート造鉄骨造瓦葺2階建
	合 計	13,277.34㎡		合 計 5棟

(2) 東京都小金井市桜町一丁目所在の桜町聖ヨハネホームの建物

	所 在	面 積	用 途	構 造
1	2911番地、2910番地 2908番地1	3,559.35㎡	特別養護老人ホーム	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根銅板葺地下1階付3 階建
2	同 上	17.01㎡	特別養護老人ホーム附 属建物事務記録室	木造スレート葺平家建
3	447番地2、447番地3 2910番地	1,846.22㎡	高齢者在宅サービス センター	鉄筋コンクリート造陸屋根・銅板葺地下1階付3階
	合 計	5,422.58㎡		合 計 3棟

(3) 桜町病院及び桜町聖ヨハネホームの敷地

	地 番	面 積	地 目
1	東京都小金井市桜町一丁目 2884番8	4.90㎡	山林
2	〃 2884番7	16.80㎡	山林
3	〃 2885番1	540.29㎡	宅地
4	〃 2884番6	598.34㎡	宅地
5	〃 2886番	2,317.35㎡	宅地
6	〃 2902番3	554.12㎡	宅地
7	〃 2906番2	18.73㎡	宅地
8	〃 2907番1	2,437.97㎡	宅地
9	〃 2908番1	2,520.40㎡	宅地
10	〃 2909番1	2,015.34㎡	宅地
11	〃 2909番4	18.33㎡	宅地
12	〃 2910番	2,234.71㎡	宅地
13	〃 2911番1	2,807.01㎡	宅地
	合 計 13 筆	16,084.29㎡	

(4) 東京都小金井市本町五丁目所在の障害福祉サービス事業（共同生活介護・共同生活援助 小金井聖ヨハネケアービレッジ）の建物

	所 在	面 積	用 途	構 造
1	1738番地9	183.83㎡	小金井聖ヨハネ 第1ケアービレッジ	鉄骨造合金メッキ鋼板2階建のうち 1階部分
2	同 上	185.49㎡	小金井聖ヨハネ 第2ケアービレッジ	同上 2階部分
	合 計	369.32㎡		合 計 1棟

(5) 障害福祉サービス事業（共同生活介護・共同生活援助 小金井聖ヨハネケアービレッジ）の敷地

	地 番	面 積	地 目
1	東京都小金井市本町五丁目 1738番9	465.38㎡	宅地

(6) 東京都清瀬市下清戸五丁目障害福祉サービス事業（共同生活介護・共同生活援助 清瀬聖ヨハネケアービレッジ）の建物

	所 在	面 積	用 途	構 造
1	851番地1	218.61㎡	清瀬聖ヨハネ 第1ケアービレッジ	鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建のうち 1階部分
2	同 上	218.61㎡	清瀬聖ヨハネ 第2ケアービレッジ	同 上 2階部分
	合 計	437.22㎡		合 計 1棟

(7) 山梨県南都留郡忍野村忍草字城ヶ腰所在の富士聖ヨハネ学園の建物

	所 在	面 積	用 途	構 造
1	2750番地28	506.43㎡	事務所	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
2	2750番地28、2748番地	849.84㎡	機械室兼調理室	〃
3	2726番地	1,369.05㎡	寄宿舍、機械室	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺4階建
4	2749番地1	796.68㎡	体育館	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
5	2749番地8 2749番地7	159.13㎡	診療棟	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
6	2748番地1	713.44㎡	学習訓練棟	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
7	2750番地28	26.01㎡	調理室	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき高床式平屋建
8	2753番地1、2750番地28、 2753番地5	6,698.16㎡	養護所	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
9	2730番地3	55.49㎡	短期入所「もみじ」	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
	合 計	11,174.23㎡		合 計 9 棟

(8) 富士聖ヨハネ学園の敷地

	地 番	面 積	地 目
1	山梨県南都留郡忍野村忍草字城ケ腰 2748番1	2,426.79㎡	宅地
2	〃 2748番4	166.00㎡	公衆用道路
3	〃 2748番5	4,431.00㎡	山林
4	〃 2748番7	16.00㎡	公衆用道路
5	〃 2749番1	2,593.00㎡	山林
6	〃 2749番3	310.00㎡	山林
7	〃 2749番4	1,433.00㎡	山林
8	〃 2749番5	455.00㎡	雑種地
9	〃 2749番6	396.00㎡	公衆用道路
10	〃 2749番7	41.00㎡	公衆用道路
11	〃 2750番28	8,588.01㎡	宅地
12	〃 2750番46	366.00㎡	公衆用道路
13	〃 2753番1	3,176.87㎡	宅地
14	〃 2753番2	124.00㎡	雑種地
15	〃 2753番3	598.00㎡	公衆用道路
16	〃 2753番4	265.00㎡	雑種地
17	〃 2758番1	4,260.52㎡	宅地
18	〃 2753番5	274.16㎡	宅地
19	〃 2750番50	4.28㎡	公衆用道路
20	〃 2730番3	692.51㎡	宅地
21	〃 2730番4	384.24㎡	宅地
	合 計 21 筆	31,001.38㎡	

(9) 東京都小金井市東町五丁目所在の障害福祉サービス事業（特定相談支援事業 ふらっとヨハネ）の建物

	所 在	面 積	用 途	構 造
1	1 3 番地 6 8	4 8 . 0 2 m ²	ふらっとヨハネ	木造瓦葺 2 階建

(10) 障害福祉サービス事業（特定相談支援事業 ふらっとヨハネ）の敷地

	地 番	面 積	地 目
1	1 3 番 6 8	7 2 . 8 5 m ²	宅地

(11) 障害福祉サービス事業(生活介護・就労継続支援 B 型・短期入所)及び相談支援事業(一般相談支援・特定相談支援)の敷地

	地 番	面 積	地 目
1	山梨県富士吉田市下吉田字山口 2 5 2 1 番	1, 3 7 1 m ²	田
2	〃 2 5 2 2 番 1	4 4 5 m ²	田
	合計 2 筆	1, 8 1 6 m ²	

(12) 障害福祉サービス事業（共同生活介護・共同生活援助)の敷地

	地 番	面 積	地 目
1	山梨県富士吉田市下吉田字山口 2 5 5 6 番 1	4 8 8 m ²	田

(13) 山梨県富士吉田市下吉田東一丁目の障害福祉サービス事業（生活介護・就労継続支援B型・短期入所 富士北麓聖ヨハネ支援センター）の建物

	所 在	面 積	用 途	構 造
1	2521番地、2522番地1	835.31㎡	富士北麓聖ヨハネ支援センター	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建

(14) 東京都小金井市梶野町五丁目所在の障害福祉サービス事業（生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型・共同生活援助・短期入所 小金井聖ヨハネ支援センター）の建物

	所 在	面 積	用 途	構 造
1	1137番地1、1094番地1、1115番地1、1116番地3、1116番地15、1137番地1先	1,076.19㎡	小金井聖ヨハネ支援センター	鉄骨造陸屋根3階建

(15) 東京都小金井市桜町一丁目所在の児童福祉サービス事業（病児保育）の建物

	所 在	面 積	用 途	構 造
1	2884番地6	805.09㎡の内 40.11㎡	桜町病院 病児病後児保育室	鉄筋コンクリート造2階建

(16) 東京都小金井市桜町一丁目所在の児童福祉サービス事業（病児保育）の土地

	地 番	面 積	地 目
1	2884番6	598.34㎡	宅地

(17) 東京都小金井市緑町4丁目所在の障害福祉サービス事業(共同生活援助・短期入所 緑町聖ヨハネケアービレッジ)の建物

	所 在	面 積	用 途	構 造
1	2945番地7、8	670.54㎡	緑町聖ヨハネケアービレッジ	鉄骨造陸屋根2階建